

## 議事事務局告示第一号

広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県議会議長 平 田 修 己

### 広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

広島県議会情報公開条例施行規程（平成十五年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「第十七条第一項」を「第十七条の二第一項」に改める。  
第九条第一項中「意見書又は資料の閲覧又は写し」を「意見書若しくは資料の閲覧又は写し等の」に改める。

別記様式第三号中

「 3 この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

4 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長になります。）。

を

「 3 この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県議会議長に対して審査請求をすることができます。

4 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長になります。）。

に改める。

別記様式第四号中の別記様式第六号中の

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

2 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。

を

「 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県議会議長に対して審査請求をすることができます。  
2 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。」

ひろしまの。

広島県憲法第114条

「 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。  
2 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。」

や

「 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県議会議長に対して審査請求をすることができます。  
【 上記「開示を実施する日」の前日までに審査請求がないときは、審査請求ができる期間内であっても開示されることとなります。】  
2 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。」

ひろしまの。

広島県憲法第114条

「 広島県議会情報公開条例第8条第1項の開示決定等について、行政不服審査法の規定に基づき異議申立てがあったので、同条例第17条第1項の規定により、次の事項について意見を求めます。」

や

「 広島県議会情報公開条例第8条第1項の開示決定等（第5条の規定による開示請求に係る不作為）について、審査請求があったので、同条例第17条の2第1項の規定により、次の事項について意見を求めます。」

ひ' 「異議申立てに係る開示決定等の対象となった公文書の件名」や「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る不作為）の対象となった公文書の件名等」ひ' 「開示決定等をした」や「開示決定等をした（開示請求に係る不作為の）」ひ' 「異議申立書」や「審査請求書」ひ'

- 「 (4) 審査請求に係る経過説明書
- (5) 弁明書の写し
- (6) 反論書の写し
- (7) 意見書の写し
- (8) その他

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 や

- 「 注 1 不用な文字は、消すこと。 」 ひろさん。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」

広島県警察十川ゆづ

「 公文書の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立てについて、広島県議会情報公開条例第 17 条第 1 項の規定により、広島県議会情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めました。 」

や  
 「 公文書の開示請求に係る開示決定等（公文書の開示請求に係る不作為）に対する審査請求について、広島県議会情報公開条例第 17 条の 2 第 1 項の規定により、広島県議会情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めました。 」

ひ  
 「 「不服申立ての内容」 や 「審査請求の内容」 ひ  
 「 不服申立てがあった日 」 や 「 審査請求があった日 」 ひ  
 日 」

「 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」 や

- 「 注 1 不用な文字は、消すこと。 」 ひろさん。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。 」

広島県警察十川ゆづ

申出者の区分	1 不服申立人	2 参加人
--------	---------	-------

や

申出者の区分	1 審査請求人	2 参加人
--------	---------	-------

ひろさん。

広島県警察十川ゆづ

閲覧できる日時	平成	年	月	日	時	以後
閲覧できる場所						

や

閲覧(写しを交付)できる日時	平成 年 月 日 時 以後
閲覧(写しを交付)できない場所	

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規程による改正後の広島県議会情報公開条例施行規程第八条第一項の規定、第九条の規定及び別記様式第十二号から別記様式十五号までの様式は、この規程の施行後にされた広島県議会情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)又はこの規程の施行後にされた同条例第五条の規定による開示請求(以下「開示請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、この規程の施行前にされた開示決定等又はこの規程の施行前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。